判決年月日	平成18年2月20日	担当部	知的財産高等裁判所	第 4 部
事件番号	平成17年(行ケ)10433号			

補正が出願当初の明細書及び図面の要旨を変更するものであるとは認められないとして、手続補正を却下した決定を取り消した事例。

(関連条文)特許法(平成5年法律第26号による改正前のもの)53条1項,159条 1項

原告は、平成4年4月22日にした特許出願(請求項の数2)について、4回にわたり、 請求項の数を69とする補正、一部の請求項の内容を変更する補正、請求項の数を 1とする補正、請求項の数を67とする補正(本件補正)をしたところ、特許庁は、、 及びの手続補正について、一部の請求項が、「出願当初の明細書及び図面に記載され ておらず、また、出願当初の明細書及び図面からみて自明な事項でもない。」として、手 続補正を却下する旨の決定をした。

手続補正については、平成5年法律第26号による特許法の改正により、大正10年以来の大原則であった「要旨変更」であるか否かという判断基準が改められ、新規事項の加入禁止に変更されたが、本件は、従前の「要旨変更」であるか否かという判断基準のもとでの事件である。

原告は、本件補正を却下する旨の決定の取消しを求めて本訴を提起し、本判決は、決定が「出願当初の明細書及び図面に記載されておらず、また、出願当初の明細書及び図面からみて自明な事項でもない。」とした請求項について検討を加え、それぞれ、「出願当初の明細書又は図面に記載されているものであって、補正が出願当初の明細書及び図面の要旨を変更するものであるとは認めることができない。」と判断して、本件補正を却下した決定を取り消した。